

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和5年（2023年）9月28日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	オホーツク管内 高等学校 教 諭 男 性 （28歳）	懲戒免職	令和3年9月頃から令和4年9月頃までの間に、2名の自校生徒と性行為をした。 (管理監督責任：戒告2名)
2	秩父別町 中学校 教 諭 男 性 （50歳）	戒 告	令和3年6月から8月までの間、鉱物の採取に必要な鉱業権を取得せずに、教材及び標本作成のため河川で複数回にわたり砂金掘りを行った。
3	紋別市 小学校 教 諭 男 性 （27歳）	懲戒免職	令和5年2月4日（土）、紋別市内で自家用車を運転中、巡回中のパトカーに停車させられ、呼気検査の結果、基準値（0.15mg/ℓ）を上回るアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で検挙された。 また、上記のほか、過去に計3回の飲酒運転を行った。
4	胆振管内 中学校 校 長 男 性 （53歳）	停職2か月	令和5年5月19日（金）、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速113キロメートルで走行し、法定速度違反をした。